

■再評価審議案件

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)							備考
						⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由	
公園	1	明治記念大磯邸園整備事業	H29	R1	⑤	事業期間の延伸及び推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○	○		防火対策や調査・設計に伴う事業費増及び事業費増に伴う事業期間延伸のため	
河川	1	中川・綾瀬川直轄河川改修事業	H12	H28	④		一括							
砂防	1	浅間山直轄火山砂防事業	H23	H28	④		重点			○			軟弱地盤対策工の追加等による事業費の増加	
道路	1	東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)	H21	R1	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○			発生土の処理方法の変更等による事業費増のため	

◆再評価理由

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②:事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④:再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)推定便益が顕著に減少する事業
- (c)推定事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e)その他の要因

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

審議件数(再評価): 4件

第4回事業評価監視委員会 明治記念大磯邸園 事業位置図



河川事業位置図 -令和3年度 第4回事業評価監視委員会-



砂防事業位置図 -令和3年度 第4回事業評価監視委員会-



